平成２１年（フ）第６５５号
水戸市東前町733番地の１、旧住所埼玉県加須市愛宕１丁目２番34号　コーポ中村Ａ―103
債務者　木内真知子
１　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６５６号
水戸市見和２丁目255番地　県営見和アパート６棟508号
債務者　飯村千佳子
１　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６６０号
茨城県常陸太田市宮本町347番地の７
債務者　大谷けい子
１　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３５５号
群馬県高崎市沖町６番地１　アイランドパレスＢ棟102号
債務者　新井　　崇
１　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第１３９号
富山県南砺市野尻412番地12
債務者　齋藤　千春
１　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２２８号
富山県南砺市上川崎163番地２
債務者　小松田幸作
１　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２３５号
富山県砺波市神島510番地１
債務者　藪　　數子
１　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２３６号
富山県高岡市あわら町２番21号
債務者　杉村久美子
１　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２３９号
富山県高岡市清水町１丁目２番３号
債務者　山﨑　眞弓
１　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２４５号
富山県射水市太閤山１丁目83番地　セジュール太閤山Ｅ―106
債務者　岡田　幸恵
１　決定年月日時　平成21年11月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第３９２号
金沢市高尾３丁目83番地４
債務者　中野　芳治
１　決定年月日時　平成21年11月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４２０号
金沢市芳斉１丁目８番16号　ディアレストほうさい402号、従前の住所東京都国分寺市日吉町１丁目38番地２
債務者　森　　俊介
１　決定年月日時　平成21年11月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５０９号
石川県河北郡内灘町字緑台２丁目126番地１
債務者　谷山　惠子
１　決定年月日時　平成21年11月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１７５３号
京都市左京区高野泉町６番地27
債務者　津谷川沙良（旧姓奥山）
１　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８１９号
京都市右京区嵯峨野芝野町26番地　嵯峨野ハイツ101号
債務者　望月　　寛
１　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９４４号
京都市南区吉祥院西ノ庄淵ノ西町18番地　デリス西大路Ｓ棟301号室
債務者　関根　直樹
１　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８０号
和歌山県田辺市稲成町43番地の１
債務者　姫野　幸美
１　決定年月日時　平成21年11月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第８７１号
広島県大竹市立戸３丁目３番７号、申立時の住所広島県大竹市三ツ石町４番29号
債務者　原田　克己
１　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで　広島地方裁判所民事第４部